

70	ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	社会活動推進課	Tel	092-643-3938
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	福岡県が進める NPO や企業、行政などの多様な主体が互いに支え合い、共に助け合う「共助社会」の実現のため、地域の課題を解決するために多様な主体が協働で取り組む社会貢献活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	NPO、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体(協議体)			
	応募要件	【事業】以下の要件をすべて満たす事業であること ・多様な主体が協働し、地域課題の解決にあたる事業であること ・自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした公益性の高い事業であること 【協議体】以下の条件をすべて満たすこと ・代表者、副代表、監事、会計責任者が定められていること ・事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、一定の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること ・行政やその外郭団体が協議体の代表団体でないこと ・代表者が同一である団体又は資本関係がある団体のみで構成されていないこと 【協議体の代表団体】以下の要件をすべて満たすこと ・福岡県内に事務所等を有すること ・活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに1年にわたり継続的に活動していること ・事業案の遂行に必要な組織・人員を有すること ・組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。 ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること。 ・特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること。 ・暴力団、暴力団員が役員や被雇用者である団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	☐ 補助率 補助対象経費の10分の10 ☐ 1件あたりの補助限度額 50万円 ☐ 補助対象経費区分 社会貢献活動費、情報発信費 ☐ 費目 謝金、旅費、消耗品・材料購入費(1個当たりの単価が5万円未満のものに限る)、委託費、通信運搬費、保険料、使用料、人件費及び知事が認めたその他の経費			
ヒア・申請の時期等	【R7年度】 ・企画案を募集(4月25日締切) ・採択事業決定(6月上旬～中旬予定) ・補助金交付決定(6月中旬～下旬予定)				

根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	・福岡県共助社会づくり基金条例 ・福岡県共助社会づくり基金実施要綱 ・福岡県共助社会づくり基金実施要領 ・ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金交付要綱		
制 度 創 設 年 度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等			
最 近 の 実 績	H29 年度採択事業数:29 事業 H30 年度採択事業数:24 事業 H31 年度採択事業数:19 事業 R2 年度採択事業数:16 事業 R3 年度採択事業数:17 事業 R4 年度採択事業数:12 事業 R5 年度採択事業数:21 事業 R6 年度採択事業数:22 事業		
担 当 か ら の コ メ ン ト	・コラボステーション福岡のホームページにおいて、詳しい内容や応募要項がご覧になれます。(https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/subsidies)		

71	地域伝統芸能等保存事業				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を映像に記録・保存・収蔵・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場等としての公演を開催することにより、地域住民の新しいふるさとづくりへの取り組みや地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村 (地方フェスティバルは、市町村が 1/2 以上出資している指定管理者・公益法人を含む)			
	採択要件	○地方フェスティバル事業 地方公共団体が実施する、伝統芸能等を保存・継承するための公演 ○映像記録保存事業 各地域の、失われつつあり記録に残されていない伝統芸術等の記録・保存 ○保存・継承活動委支援事業 市区町村が実施する、伝統芸能等の保存・継承活動団体等への支援			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他 【(一財)地域創造】			
	財政支援措置	○地方フェスティバル事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 50 万円) ○映像記録保存事業 助成対象事業経費の 2/3 以内(上限 200 万円) ○保存・継承活動委支援事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 30 万円)			
	ヒア・申請の時期等	前年度 9 月			
根拠法令・要綱等		地域伝統芸能等保存事業保存・継承活動支援事業助成要綱			
制度創設年度		平成 11 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域創造、総務省			
最近の実績		○保存・継承活動委支援事業 令和 3 年度…福津市 令和 4 年度…福津市、久留米市 令和 5 年度…福津市 令和 6 年度…福津市、久留米市 ○映像記録保存事業 令和 3 年度…直方市 令和 4 年度…直方市 ※政令市を除く(政令市へは「地域創造」から直接連絡があり、県を経由していません)			
担当からのコメント		・次年度以降の継続的な地域伝統芸能等の保存・継承活動につながるものであること。			

72		芸術文化振興基金助成金(民俗文化財の保存活用活動)			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人、 その他法人、実行委員会			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・次に掲げる民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化の振興に資する活動 ①民俗文化財の公開 ②民俗文化財の広域的な交流 ③民俗文化財の復活・復元等による伝承 ④民俗文化財の記録作成による保存活用 ・原則として、国または地方公共団体が指定・登録した民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべきとした無形の民俗文化財が対象。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	助成金の額は自己負担金の範囲。 助成対象経費の2分の1以内の定額。 振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成24年度 今津人形芝居保存会(今津人形芝居の公開) ○平成26年度 八女津媛神社浮立保存会(八女津媛神社の浮立の伝承・公開) 川渡り神幸祭みこしをかつぐ会(川渡り神幸祭みこしをかつぐ会デジタル映像記録事業) ○令和元年度 八女津媛神社浮立保存会(八女津媛神社の浮立の伝承・公開)			
担当からのコメント		・講演・シンポジウム等は原則として対象にならない。 ・文化庁の補助対象となる地方公共団体が主催する活動は、助成の対象にならない。			

73		地域の文化・芸術活動助成事業			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	豊かな地域づくりの推進を目指し、地方公共団体等の自主事業のプロデュース能力の向上、公立文化施設の利活用等を図るため、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動の地域における環境づくりを支援する。創造、連携、研修、公立文化施設活性化計画支援の4つのプログラムで構成する。 ○助成対象分野…音楽、演劇・ダンス、伝統芸能、美術、その他(映画・映像等)			
	対象団体 (事業主体)	○地方公共団体 ○地方公共団体が1/2以上出資している指定管理者・公益財団法人			
	採択要件	○創造プログラム…自主性、発展性、新規性 ○連携プログラム…自主性、連携による運営能力の向上効果新規性 ○研修プログラム…実践的な研修 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム…公立文化施設の政策評価			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域創造】			
	財政支援措置	○創造プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の1/2以内、上限1,000万円 ○連携プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2/3以内、上限500万円 ○研修プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 前年8月、申請・ヒアリング9月、内定1月末頃、決定4月			
根拠法令・要綱等		地域の文化・芸術活動助成事業助成要綱			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域創造、総務省			
最近の実績		令和4年度実施 ○創造プログラム…(公財)宗像ユリックス 令和5年度実施 ○連携プログラム…柳川市 ○創造プログラム…(公財)宗像ユリックス 令和6年度実施 ○連携プログラム…久留米市 ○創造プログラム…那珂川市			
担当からのコメント		・開催会場は、公立文化施設又は開催に最適と判断される施設です。 ・公演・展覧会等の開催に際しては、適正な入場料を徴する必要があります。			

74		文化遺産総合活用推進事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成等、地域の特色ある総合的な取組を支援し、文化振興とともに地域経済の活性化を推進することを目的とする。 ※ H23～24「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」として実施。 H25～28「文化遺産を活かした地域活性化事業」に名称変更 H29～上記事業名に名称変更			
	対象団体 (事業主体)	実行委員会等			
	採択要件	・地域の文化遺産次世代継承事業 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究事業 ・世界遺産活性化事業 世界文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他 【】			
	財政支援措置	予算の範囲内において定額			
	ヒア・申請の時期等	1月申請、4月内示			
根拠法令・要綱等		文化芸術振興基本法			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○令和3年度 福岡県の文化遺産を活かした地域活性化事業 ・京築神楽の里推進協議会(京築地域「文化の力」による地域活性化プロジェクト) ・ふくおか文化遺産ウィーク事業実行委員会(ふくおか文化遺産ウィーク事業) ○令和5年度 ・ふくおか歴史資源活用協議会 ・伝統文化実行委員会(小郡市) ○令和6年度 ・ふくおか歴史資源活用協議会 ・伝統文化実行委員会(小郡市)			
担当からのコメント		地方公共団体毎に各事業実施主体の申請や補助金の受け入れを取りまとめる統括的実行委員会の設置が必要			

75	芸術文化振興基金助成金 (地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動))				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人、実行委員会			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・地域性を活かした特色ある活動、記念的な活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	助成金の額は自己負担金の範囲。 助成対象経費の2分の1以内の定額。 振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○令和2年度実施 (公財)直方文化青少年協会(ギンギラ太陽's × 劇団ショーマンシップ Reace Hill 天狗と呼ばれた男 ～岡部平太物語～)等 ○令和5年度実施 (公財)那珂川市教育文化振興財団 (公財)宗像ユリックス ○令和7年度実施 (公財)那珂川市教育文化振興財団 (公財)宗像ユリックス (公財)筑後市文化振興公社			
担当からのコメント		公演等を伴わないコンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動は助成の対象にならない。			

76	芸術文化振興基金助成金 (地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動))				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人、実行委員会、指定管理者			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の美術展示活動 ・地域性を活かした特色ある活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	・助成金の額は自己負担金の範囲。 ・助成対象経費の2分の1以内の定額。 ・振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成27年度実施 福岡市博物館(特別展 新・奴国展)等 ○平成28年度実施 朝倉市甘木歴史資料館(九州絞り大全―甘木絞りとは博多絞りを中心に―)等 ○平成29年度実施 福岡県立美術館 (没後50年 中村研一展) 等 ○令和4年度実施 福岡市美術館			
担当からのコメント		・展示作品の販売を行うもの、当該美術館等の所蔵品のみの展示、常設展は助成の対象とならない。 ・展示等を伴わないコンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動は助成の対象とならない。			

77	芸術文化振興基金助成金 (歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動)				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統をもった集落・町並み、文化的景観の保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人、その他法人、実行委員会			
	採 択 要 件	助成対象地区 (1) 伝統的建造物群保存対策調査又は文化的景観保護促進事業の調査事業(いずれも文化庁国庫補助事業)及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区 (2) (1)に該当しない場合であっても、地域住民と地元市町村が一体となって景観等の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められる地区 上記(1)及び(2)の地区における以下の活動(文化庁補助事業と重複しないこと) ・ 歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料収集、資料の作成・展示活動等の普及啓発活動 ・ 伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区において(1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修 ・ (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財 政 支 援 措 置	・助成金の額は自己負担金の範囲。 ・助成対象経費の2分の1以内の定額。 ・振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制 度 創 設 年 度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		文化庁			
最 近 の 実 績		○平成26年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅡ) ○平成27年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅢ) ○平成28年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(eco musée はかた博物館)			
担当からのコメント		・保存計画策定、地区住民説明会、行政担当職員研修会などの活動で、本来直接行政経費をもって行われるべきものと認められる活動は対象とならない。 ・当該地区が重要伝統的建造物保存地区に選定されている場合には、保存建物の内装の一部のみとなります。			

78		伝統文化親子教室事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	次世代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道等の伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組を支援し、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とする。 ※平成25年度まで「文化遺産を活かした地域活性化事業」の補助対象事業となっていた「伝統文化親子体験教室事業」が、単独事業となったもの			
	対象団体 (事業主体)	○教室実施型 特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人 ○地域展開型 地方公共団体			
	採択要件	○教室実施型 ・伝統文化親子教室 伝統文化・生活文化に関する活動を体験・修得できる取組及び、修得した技芸等の成果を披露する発表会や地域で開催される行事等へ参加する取組が対象。 ・「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」と連携した取組 文部科学省の「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」に参加している子供たちを対象として、伝統文化・生活文化に関する活動を体験する機会を提供する取組 ○地域展開型 複数の我が国又は地域の伝統文化等を親子で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができる取組等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【】			
	財政支援措置	○教室実施型 事業ごと 上限50万円 1申請団体当たり上限100万円 ○地域展開型 支援経費 150万円程度			
	ヒア・申請の時期等	○教室実施型 4月申請、7月内示 ○地域展開型 1月公募開始 4月中旬頃契約締結			
	根拠法令・要綱等	文化芸術振興基本法			
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	文化庁				
最近の実績	○令和4年度 前田祇園山笠保存会 等 ○令和5年度 前田祇園山笠保存会 等 ○令和6年度 前田祇園山笠保存会 等				
担当からのコメント	教室実施型は地方公共団体毎に各事業実施主体の申請や補助金の受け入れを取りまとめる統括的実行委員会の設置が必要				

79	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、人材育成事業又は普及啓発事業に対し、総合的に支援する。			
	対象団体 (事業主体)	劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ・主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること ・実演芸術に関する利用者が年間10万人以上であること 等			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業計画 劇場・音楽堂等が自ら主催し、経費を負担して行うもので、国際水準の実演芸術の創造発信による我が国の実演芸術水準の向上、劇場・音楽堂等の人材力・組織力の飛躍的な向上、劇場・音楽堂等による地域活性化など、劇場・音楽堂等を取り巻く固有の課題や我が国の社会的課題の解決に資すると認められる5年間の事業計画を助成対象とする。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 上限 7,000万円 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 200万円			
	ヒア・申請の時期等	照会11月、申請12月、決定4月			
根拠法令・要綱等		「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」募集案内			
制度創設年度	平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成29年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場) ○平成30年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場)			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

80	劇場・音楽堂等機能強化推進事業(共同制作支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	実演芸術の創造発進力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動に対し支援する。			
	対象団体 (事業主体)	劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ・主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること ②実演芸術団体			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業 複数の劇場・音楽堂等と複数又は単一の実演芸術団体とが、企画段階から共同で制作する公演であり、共同する各劇場・音楽堂等において上演されること。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 250万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 11月、申請 12月、決定 4月			
根拠法令・要綱等		「共同制作支援事業事業」募集案内			
制度創設年度		平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		該当なし			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

81	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業)				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う劇場・音楽堂等が中心となり、地域住民や実演芸術団体とともに取り組む、優れた実演芸術の創造活動(公演事業)、人材養成事業又は普及啓発事業に対し、活動別に支援する。			
	対象団体 (事業主体)	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ※指定管理者制度を導入している場合は、設置者及び指定管理者の連盟で応募 ②設置者、運営者、地方公共団体、実演芸術団体等で構成された実行委員会			
	採択要件	○劇場・音楽堂等が主体となっていく、創造性及び企画性が高く、かつ、特色ある国際的水準の実演芸術の公演事業(公演事業) ○劇場・音楽堂等が主体となっていく、実演芸術に係る人材養成のための事業(人材養成事業) ○劇場・音楽堂等が主体となっていく、実演芸術の普及啓発のための事業(普及啓発事業) ○バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	①「公演事業」「人材育成事業(人材交流、大学等との連携以外)」「普及啓発事業」 助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 ※交付を受けようとする要望額の下限額及び上限額は以下のとおり 公演事業 : 500万円以上～4,000万円以下 人材養成事業 : 100万円以上～4,000万円以下 普及啓発事業 : 100万円以上～4,000万円以下 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 50万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 11 月、申請 12 月、決定 4 月			
根拠法令・要綱等	「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」募集案内				
制度創設年度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	文化庁				
最近の実績	○令和 5 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 ○令和 6 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 ○令和 7 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 (公財) アクロス福岡 久留米市				
担当からのコメント	文化庁から実施団体への事業委託により実施				

82		劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援する。			
	対象団体 (事業主体)	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であつて、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ②実演芸術団体			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業 劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が主体となって企画・制作する質の高い実演芸術の公演を、複数の都道府県内の劇場・音楽堂等を巡回して実施するもの (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援) 障がい者や外国人を含むあらゆる人が、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備を図るため、バリアフリー・多言語対応に対して、上記とは別枠で支援するもの。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	(1) 本体事業 助成の対象となる事業に要する旅費、運搬費の合計額 (2) バリアフリー・多言語対応 助成対象経費の範囲内で、(1)とは別に、年間50万円を上限			
	ヒア・申請の時期等	照会11月、申請12月、決定4月			
根拠法令・要綱等		「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」募集案内			
制度創設年度		平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成30年度 (公財)公益財団法人福岡市文化芸術振興財団 舞踊「不思議の国のアリス」 ○令和元年度 久留米市 演劇「グレーテルとヘンゼル」 ○令和2年度 久留米市 演劇「キッズ・プログラム「二分間の冒険」			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

83		文化芸術創造拠点形成事業			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	2020 東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化芸術の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	○文化芸術創造拠点形成事業 対象分野:音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等 対象分野を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業 ○地域における文化施策推進体制の構築促進 地方公共団体が専門性を有する組織を活用した文化芸術政策の企画立案・遂行、地域の文化芸術への助成、調査研究等を実施する体制の構築を促進する取組			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他 【】			
	財政支援措置	○文化芸術創造拠点形成事業 補助対象経費の 1/2 以内かつ自己負担額の 5 倍以内、原則上限 3 千万円 ○地域における文化施策推進体制の構築促進 補助対象経費の 1/2 以内かつ自己負担額の 5 倍以内、原則上限 2 千万円			
	ヒア・申請の時期等	申請 1 月、審査結果通知 3 月下旬			
根拠法令・要綱等		文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱			
制度創設年度		平成 29 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○文化芸術創造拠点形成事業 ・令和 4 年度 久留米市 ・令和 5 年度 久留米市 ・令和 7 年度 久留米市			
担当からのコメント		文化庁が事務委託事業者を介して実施			

84		「ふくおか県芸術文化祭」地域文化芸術創造事業			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3383
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	1 目的 各地で活動する文化団体等による新しい取組を支援することにより、地域文化芸術の創造や発展につなげ、地域に根ざした文化芸術活動として定着させる。 2 助成の対象となる事業 地域文化芸術の創造や発展につながる新たな取組を行う事業。原則として有料公演。 3 助成の対象となる文化芸術の範囲 芸術、メディア芸術、伝統芸能、民俗芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、伝統工芸			
	対象団体 (事業主体)	文化団体等が中心となって地元団体等と実行委員会を組織し、原則として1事業につき1実行委員会を組織するもの。 ただし、次の(1)～(6)の要件をすべて満たすもの。 (1) 福岡県内に活動の本拠を有する団体を中心となるもの (2) 当該事業を企画・実行するために組織されたもの (3) 経理及び監査に係る体制が明確になっていること (4) 意思を決定し、執行する組織が確立していること (5) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと (6) 構成団体が暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと			
	採択要件	1 実施時期 10月～12月 (「ふくおか県芸術文化祭」開催期間内) 2 審査項目 書類による審査を、以下の項目に照らして実施。 ①企画内容 ア 事業の目的及び内容が助成の趣旨に合致していること イ 実現性の高い具体的な事業内容であること ウ 出演者や作品等の一定以上の技術水準が認められること エ 実施団体及び事業の今後の発展に期待が持てること ②魅力・独創性 オ 新規性の高い取組が含まれていること カ 参加者の関心を惹くような工夫がなされていること ③社会性 キ 広く様々な人々に鑑賞・体験の機会を提供し、県民の文化芸術への関心を高めるものであること ④計画性 ク 3か年の各年の成果目標と目標達成のための具体的な取組が明確であること ⑤運営 ケ 事業を遂行するための実施体制(経理、監査体制を含む)が整っていること コ 事業の予算積算等が適正であること			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			

	財 政 支 援 措 置	1 事業への助成額 助成対象経費の総額から入場料収入を差し引いた1/2の額又は総事業費（助成対象経費+助成対象外経費）から入場料、参加料及びその他の収入（他団体からの補助金、協賛金等）を除いた額のいずれか小さい額以内で、70万円を上限とし、予算の範囲内で決定。 2助成期間 原則3年間。ただし、各年度で審査を行うため、3年連続の助成を保証するものではない。		
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の1月末から2月末		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等				
制 度 創 設 年 度		令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無
関 係 省 庁 等				
最 近 の 実 績		令和6年度：宗像国際芸術文化交流フェスティバル、能楽公演『水都（suito）柳川能』、第51回久留米ちくご大歌舞伎、劇団ショーマンシップ公演「大正くるま浪漫～矢野倅一の挑戦」、日本海の神々～宗像の女神と越の女神～、箏曲宮城会九州支部 第49回福岡部会定期演奏会、第九をうたうバイ i n たがわ2024、悠久の時を超える シネマコンサート2024、久留米第九2024」 令和7年度：創作能”むなかた” 宗像神話海の調べ、第20回竹の里フェスタ2025in那珂川、ふくおか共創舞台、ふくこいアジア祭り、博多伝統芸能振興会博多芸妓支援（第三十一回「博多をどり」）、コールマイン未来構想展、ミリカローデン那珂川グランドオープン記念 e-スタ演劇プロジェクトミュージカル「裂田溝」		
担 当 か ら の コ メ ン ト		・本助成事業は「福岡県ふくおか県芸術文化祭実行委員会」が実施。		

85	安全・安心まちづくり推進事業 (市町村安全・安心まちづくり団体支援事業補助金)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3124
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	安全・安心まちづくり団体等による犯罪の防止のための自主的な活動に対して市町村が行う支援に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する (1)市町村安全・安心まちづくり団体等物資提供事業 市町村が補助事業を実施するために必要な下記「財政支援措置 1、3」に掲げる経費に対し1市町村あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (2)市町村安全・安心まちづくり団体補助金交付事業 安全・安心まちづくり団体が行う下記「財政支援措置」に掲げる経費に対し市町村が補助金を交付した額に対し1団体あたり5万円を上限に補助金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・市町村における補助事業が、交付決定日から交付決定した年度の3月31日までの期間内に補助事業を実施し、完了できるもの。 ・市町村が補助金を交付する団体は、継続的かつ計画的に、活動を行うことができる安全・安心まちづくり団体であること。 ※営利を目的とした事業、団体等の構成員等で特定の者を対象としたもの、及び県外で実施する事業、その他補助の目的にそぐわない事業は補助の対象としない。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	次の各項に掲げる経費に対して補助を行う。 1 防犯活動用品購入費 (帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、タスキ、ステッカー、のぼり旗、拡声器、懐中電灯、青色回転灯、わんわんパトロール用リードなど) 2 研修会費(会議室使用料、講師謝金など) 3 啓発用品購入費(看板、防犯ブザー、パンフレット等の製作・購入費など) 4 防犯図上訓練又は安全マップ作成に係る経費			
	ヒア・申請の時期等	5月中旬～9月上旬			
根拠法令・要綱等	福岡県市町村安全・安心まちづくり団体支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	R5年度 9市町、R6年度 10市町				
担当からのコメント	・R4年度に事業終了した安全・安心まちづくり団体事業補助金に代わり、市町村に対して補助する制度です。				

86		安全・安心まちづくり推進事業 (防犯対策カメラ設置支援事業補助金)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3124
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村及び地域団体が、安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりを推進することを目的に、防犯カメラを設置する事業に係る経費の一部を補助する (1) 市町村防犯カメラ直接設置事業 市町村が街頭犯罪防止対策を目的として自ら防犯カメラを設置する事業 (2) 市町村防犯カメラ設置促進補助事業 地域団体が行う街頭犯罪防止対策を目的とした防犯カメラを設置する事業に対し、市町村が補助金交付要綱を独自に制定した上で補助する事業 ※地域団体…町内会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。 ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 エ 規約、代表者等を定めていること。			
	対象団体 (事業主体)	市町村 (地域団体への間接補助を含む)			
	採択要件	(1) 防犯カメラ及び録画装置の性能については、設置場所、条件に応じて十分な性能を有するものであること。 (2) 防犯カメラの撮影対象範囲については、道路、公園等の公共空間を撮影するものであること。 (3) 別に定める「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。 (4) 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者等の同意又は許可を得ること。 (5) 補助事業の一部を賃貸借契約により実施する場合は、その契約期間は5年以上とすること。 (6) 防犯カメラの設置地域については、次の要件のいずれかを満たす地域であること。 ア 過去において性犯罪又は性犯罪に発展するおそれのある声掛けや痴漢などの前兆事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 イ 「登下校防犯プラン」に基づく通学路の緊急合同点検等により把握された危険箇所に関して、「登校又は下校時に子どもが一人で歩く区間」であり、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 ウ その他ア又はイに掲げる地域に準ずるものとして、知事が認める地域			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	・市町村 (直接補助) : 2分の1以内 (上限20万円/1台) ※ネットワーク型カメラによる庁舎内管理を行う場合は、補助対象経費の2分の1以内で上限30万円を上乗せする ・地域団体 (間接補助) : 市町村補助額を除いた経費の2分の1以内 (上限5万円/1台)			
ヒア・申請の時期等	直接・間接補助 5月中旬～10月上旬				
根拠法令・要綱等		福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		R4年度 14市町 77台 R5年度 19市町 117台 R6年度 19市町 126台			
担当からのコメント		H28～R1年度まで実施していた福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金を再構築し、対象要件を性犯罪だけでなく街頭犯罪まで広げた事業。			

87		安全・安心まちづくり推進事業 (安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3124
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	先駆的な活動に取り組む防犯リーダー、防犯設備や「まちづくり」に関する専門知識を有する専門家及び有識者等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として委嘱し、地域で活動に取り組む皆さんの悩みや課題の解決、活動の活性化及び安全・安心まちづくりに関する知識の習得等を図るため、地域の活動団体等からの要請に基づき派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	① 防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする地域の団体等 (グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO 等) ② 官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体 (まちづくり推進協議会等) ③ 地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等 ④ 地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ①活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためのノウハウ等の習得 ②防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得 ③防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得 ④地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり ⑤官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動 ⑥その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業 (2) おおむね 10 名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。 (5) 事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度	平成 20 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	令和 4 年度 派遣件数 31 件 令和 5 年度 派遣件数 69 件 令和 6 年度 派遣件数 62 件				
担当からのコメント	・研修会、講演会等の日時、内容、アドバイザーなどが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。				

88		消費者行政推進事業(地方消費者行政強化交付金)			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3193
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村の消費者行政推進のために必要な経費を交付し、消費者行政推進に向けた市町村の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	(推進事業) 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 2. 消費生活相談員養成事業 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 4. 消費生活相談体制整備事業 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 7. 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務 (強化事業) 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	上記事業に係る経費を、予算の範囲内で交付する。 推進事業 定額 強化事業 定額、1/2又は1/3			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等		福岡県補助金等交付規則、 福岡県消費者行政推進事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成21年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		消費者庁			
最近の実績		令和4年度 78,454千円(50市町村) 令和5年度 71,035千円(51市町村) 令和6年度 57,220千円(51市町村)			
担当からのコメント					

89	飲酒運転撲滅対策事業 (飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県が、飲酒運転撲滅活動に関する高い見識と経験を有する人材を「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー」として登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、学校、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、地域団体、事業者及び特定事業者等			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ① 飲酒運転の実態と結果の重大性及び交通法規に関する知識の習得による、飲酒運転撲滅意識の醸成 ② アルコールが身体に及ぼす影響や、問題飲酒行動の早期認識と対処の方法に関する知識の習得による、飲酒運転防止効果の増進 ③ その他、飲酒運転撲滅活動の推進のための知事が適当と認めた事業 (2) おおむね 30 名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
根拠法令・要綱等		福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度		平成 24 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和 4 年度 派遣回数 78 件 約 18,000 名受講 令和 5 年度 派遣回数 77 件 約 15,000 名受講 令和 6 年度 派遣回数 87 件 約 16,000 名受講			
担当からのコメント		・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。			

90	交通安全団体組織強化事業(高齢者運転免許自主返納等支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が行う高齢者の運転免許自主返納等支援事業に要する経費の一部を県が助成する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	平成28年4月1日以降に運転免許の自主返納(個人番号カードの免許情報記録の抹消を含む)をした高齢者(当該自主返納をした日において70歳以上の者に限る。)及び令和2年4月1日以降に期限切れ失効により運転経歴証明書の交付(個人番号カードへの運転経歴情報の記録を含む)を受けた高齢者(当該失効日において70歳以上の者に限る。)に対して、市町村が購入した乗車券(電車又はバスの回数乗車券その他知事が認めるものをいう。)を交付する事業			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	- 補助対象経費…乗車券の購入に要する経費(同一人に対し乗車券を複数回交付する場合にあっては、初回の交付に係るものに限る。) - 補助率…2分の1 - 補助限度額…対象となる高齢者1人につき2,500円			
	ヒア・申請の時期等	全市町村に対し、調査を実施			
根拠法令・要綱等		市町村高齢者運転免許自主返納等支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度	28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 43団体 令和5年度 47団体 令和6年度 47団体			
担当からのコメント					

91	性暴力根絶条例施行事業 (性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel	092-289-9395
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (2) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (3) 福岡県及び福岡県内の地方公共団体並びにそれらの外郭団体 (4) 事業所 (5) 地域の団体等(グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、PTA、NPO等)			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。 (1) 県民を対象に、性暴力の根絶に向けた知識及び具体的方策等の習得を目的で開催されるものであること。 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例「福岡県性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業」実施要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	令和4年度 派遣箇所数 516 箇所 受講者数 約 123,000 名受講 令和5年度 派遣箇所数 566 箇所 受講者数 約 116,000 名受講 令和6年度 派遣箇所数 608 箇所 受講者数 約 130,000 名受講				
担当からのコメント	・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの連絡調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。				

92	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業				
担当部局名	人づくり・県民生 活部スポーツ局	担当課室名	スポーツ振興課	Tel	092-643-3515
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村が、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村 (総合型地域スポーツクラブの設立を目指す団体)			
	採 択 要 件	総合型地域スポーツクラブの設立のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次にあげる活動に対して補助を行う。 a, 設立準備委員会の開催 b, 広報活動 c, 設立総会の開催 d, その他総合型クラブ創設に必要な活動(クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など)			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独)日本スポーツ振興センター】			
	財 政 支 援 措 置	【助成金】 1, 1件当たりの助成対象経費限度額は上限額は1,200千円 2, 1件当たりの助成金の額は助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額を限度とする。(助成金の限度額は1,080千円)			
	ヒア・申請の時期等	助成初年度(創設事業を含む。)から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日(総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。)までのいずれか短い期間。			
根拠法令・要綱等		独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成交付要綱			
制 度 創 設 年 度		平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関 係 省 庁 等		文部科学省			
最 近 の 実 績		令和7年度現在(4/1) 47市町村83クラブが設立			
担当からのコメント		・ 総合型地域スポーツクラブとは、県民が、身近な地域でスポーツに親しむことの出来る新しいタイプのスポーツクラブで①子どもから高齢者まで(多世代)②様々なスポーツを愛好する人々が(多世代)③初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。			

93	市町村等体験活動支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	青少年育成課	Tel	092-643-3615
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が多様な主体と連携して行う体験活動支援事業又は市町村から推薦を受けた地域団体が行う体験活動支援事業に対して補助し、福岡県内の子どもたちに様々な体験・交流をさせる取組の推進を通じて、青少年の「生き抜く力」を育成することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村又は地域団体			
	採択要件	主な要件は以下のとおり ●原則として、次のいずれかに該当する事業とする。 (ア) 自然体験活動 (イ) 科学体験活動 (ウ) スポーツ・文化芸術体験活動 (エ) 職場体験活動 (オ) 交流を目的とする活動 (カ) 社会奉仕体験活動 (キ) 体験活動と併せて実施するボランティア人材養成事業 ●市町村においては、市町村民会議、NPO、自治会、まちづくり協議会、企業、学生ボランティア等と連携すること。また、地域団体においては、市町村の協力を得ること。 ●参加者は原則として、中学生以下の子どもとすること。(事業内容によっては保護者同伴可) ●申請初年度は新規又は拡充事業であること。 ●子どもが10人以上参加すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財政支援措置	(1) 補助対象経費 自然遊び、キャンプ、農業体験、科学体験などの体験活動に要する経費のうち、県民会議会長が認める経費(報償費、旅費、食糧費、使用料、賃借料等) (2) 補助率 (ア) 市町村の場合、補助対象経費の2分の1以内とし、400,000円(政令指定都市については行政区あたり400,000円)又は市町村が支出した額のうち、いずれか少ない額を上限とする。 (イ) 地域団体の場合、補助対象経費の10分の10以内とし、50,000円を上限とする。ただし、1市町村(政令指定都市については区)あたり2団体までとする。 (ウ) (ア)と(イ)を合わせた補助金額の上限は、400,000円とする。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬			
根拠法令・要綱等		市町村等体験活動支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(公社)福岡県青少年育成県民会議			

最 近 の 実 績	令和6年度 採択件数20市町 北九州市 市内4か所の地域の公園でのプレーパーク（4回） 福岡市 子どもたちが自主的に企画・実施する体験活動実施団体への補助 大牟田市 折り紙ヒコーキ大会、わくわく！子どもまつり 久留米市 アドベンチャーキャンプ 柳川市 発掘体験、折り紙ヒコーキ大会、ニュースポーツ等 八女市 サマーキャンプ、チャレンジウォーク 筑後市 サマーキャンプ、ウィンターキャンプ等、折り紙ヒコーキ大会 大川市 プレーパーク（9回）、プレワーカー養成講座等（7回） 筑紫野市 青少年の育成に賛同する体験活動実施団体のへ補助 福津市 コミュニティ・フェスタ（プロ歌手との合唱、科学体験・工作体験等） 宇美町 段ボール遊び、牛乳パック作品づくり、絵手紙作成、折り紙ヒコーキ体験等 新宮町 火起こしなどの自然体験学習、勾玉づくり等 水巻町 火起こしや野外調理などの自然体験学習 岡垣町 長野県を訪問し、文化・環境・生活習慣の異なる子どもたちとの交流 遠賀町 活動体験教室（農業）、ほたるビオトープづくり体験 桂川町 郷土カルタを通じた交流体験 筑前町 ドローン、VR、YouTuber、プログラミング体験 大木町 小学生宿泊自然体験（ジュニアリーダー育成） 添田町 自然体験活動（そえだSUMMER キャンプ） 上毛町 通学合宿（共同での生活体験）
担当からのコメント	※本補助金予算：28,800千円（400千円×72市区町村）

94	市町村人財育成支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	青少年育成課	Tel	092-643-3402
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会が行う人財育成のための事業に対して補助し、講義、体験、グループワーク等からなるプログラムの実施により、未来の地域リーダーを育成することを目的とする。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会			
	採 択 要 件	主な要件は以下のとおり ●参加者は原則として中学生とする。なお、中学生のほかに、小学生、高校生も参加者とすることは可能。 ●講義、体験、グループワーク等を通じ、参加者自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して、解決に向けて行動し、意見を表明できる力を育むことで、将来、地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成するものであること。また、体験活動を行う場合、活動の中にリーダーとしての心構えを学ぶことやグループワークを取り入れることなどにより、上記の能力を育むものとする。こと。 ●事業の内容は、グループワーク及びその後の発表等を通じて、他者と対話し自己の考えを深める時間を設けること。 ●事業に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は無償又は低廉とすること。 ●県民会議会長が別途指定する方法により事業成果の報告を行うこと。 ●参加実人数が5名以上の活動とすること。			
	補 助 主 体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財 政 支 援 措 置	(1) 補助対象経費 県民会議会長が認める経費（報償費、旅費、消耗品費、委託料 等）。 (2) 補助率 補助対象経費から参加費等の収入を控除した額の2分の1以内。補助金額の上限は、単独市町村 900,000 円、政令指定都市及び中核市 2,900,000 円、複数市町村 3,200,000 円。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬（予定）			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	市町村人財育成支援事業補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	令和7年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関 係 省 庁 等	(公社)福岡県青少年育成県民会議				
最 近 の 実 績	なし				
担当からのコメント	本補助金予算 11,736,000 円				